

2024年1月17日

## 吸収分割にかかる事前開示書面

(吸収分割会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)  
(吸収分割承継会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都渋谷区神南一丁目18番2号  
MRT 株式会社  
代表取締役 小川 智也

東京都渋谷区神南一丁目18番2号  
株式会社日本メディカルキャリア  
代表取締役 落合 宏明

MRT 株式会社(以下、「MRT」という。)及び株式会社日本メディカルキャリア(以下、「メディカルキャリア」という。)は、メディカルキャリアを吸収分割会社、MRT を吸収分割承継会社とし、2024年2月20日を効力発生日として、メディカルキャリアの医療従事者の人材紹介事業を MRT に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うことといたしました。本件分割に関する開示事項は、次のとおりです。なお、本書に別紙として添付された写しの内容は原本と相違ありません。

### 記

1. 吸収分割契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 本件分割の対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の分割であり、分割対価の交付はありません。
3. 会社法第758条第8号に関する事項  
該当事項はありません。
4. 本件分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項  
についての定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 本件分割の効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるメディカルキャリアの2022年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額も、負債の額を上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。そのため、吸収分割会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社であるMRTの2022年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額も、負債の額を上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。そのため、吸収分割承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項  
該当事項はありません。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社日本メディカルキャリア(以下、「甲」という)とMRT株式会社(以下、「乙」という)とは、甲の営む医療従事者の人材紹介事業(以下、「本件事業」という)に関して有する権利義務を分割し、乙に承継させる(以下、「本件分割」という)ため、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という)を締結する。

### 第1条 (本会社分割)

本契約に従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条 (承継する権利義務)

乙は、本件分割に際し、別紙②「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下、「本件権利義務」という)を甲より承継する。ただし、本件権利義務の移転につき法令上、条例上又は行政上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。なお、乙が甲から承継する債務については、免責的債務引受の方法による。

### 第3条 (本吸収分割の対価)

乙は甲の完全子会社であるため、乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件権利義務に代わる株式その他金銭などの交付を行わない。

### 第4条 (分割効力発生日)

本件分割が効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という)は、2024年2月20日とする。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

### 第5条 (分割承認決議など)

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件分割を行う。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

2. 乙は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件分割を行う。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

#### 第 6 条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結の日から分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

#### 第 7 条 (競業避止義務)

甲は、分割効力発生日後においても、本件事業に関し、乙に対し競業避止義務を負わないものとする。

#### 第 8 条 (条件の変更等)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は、協議・合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 9 条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに第 5 条に定める本契約及び本件分割に必要な事項に関する株主総会の承認が得られない場合、法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合、又は、本件分割の実行に重大な影響をきたす条件若しくは制約等が付された場合には、その効力を失うものとする。

#### 第 10 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙は、協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書を 2 通作成し、甲及び乙それぞれ記名・捺印の上、各自 1 通を保有する。

2023 年 12 月 26 日

甲：東京都渋谷区神南一丁目 18 番 2 号  
株式会社日本メディカルキャリア

代表取締役 落合 宏明

乙: 東京都渋谷区神南一丁目18番2号  
MRT 株式会社  
代表取締役 小川 智也

## 承継権利義務明細表

乙は、本件事業に関して甲が効力発生日の前日の終了時(以下、「基準時」という)において有する、以下に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継するものとする。ただし、権利義務の移転につき行政機関その他の第三者の許可などを要するものは、当該許可などの取得を条件とする。

### 1. 資産

甲の資産のうち、本件事業に属するものであって、甲の貸借対照表上、以下の勘定項目に仕分けされている資産。

#### (1) 資産

- ① 普通預金
- ② 売掛金
- ③ 貯蔵品
- ④ 前払費用
- ⑤ 未収入金
- ⑥ 立替金
- ⑦ 預け金

#### (2) 固定資産

- ① 建物附属設備
- ② 工具器具備品
- ③ ソフトウェア
- ④ 差入保証金

#### (3) 知的財産権

甲が基準時において保有する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権(特許を受ける権利その他出願登録を受けるまでの権利を含む)

### 2. 負債及び債務

甲の負債及び債務のうち、本件事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定科目に仕分けられる負債及び債務

#### (1) 負債

- ① 未払金
- ② 未払費用
- ③ 預り金
- ④ 仮受金
- ⑤ 前受金

3. 契約など(雇用契約などについては第4項の記載のとおり)  
本件事業に属する契約及びこれらに付随する一切の権利義務。
4. 雇用契約など  
甲と本社、東京支社、札幌支社、大阪支社および福岡支社の全従業員との間の雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務。
5. 会員情報など  
甲と本件事業に属するサービス利用者との間の契約(名称いかんを問わず、同意、申込を含む)上の地位、当該契約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他の顧客情報。

以上



※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 7 期

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

株式会社日本メディカルキャリア

# 貸 借 対 照 表

2022年 12月 31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	278,976	【 流 動 負 債 】	115,218
普通預金	236,526	未払金	44,671
売掛金	23,568	未払費用	7,094
貯蔵品	54	未払法人税等	31,593
前払費用	2,947	未払消費税等	11,010
未収入金	1,899	前受金	1,650
立替金	0	預り金	6,420
仮払金	16,011	仮受金	27
貸倒引当金(他)	△ 2,030	賞与引当金	9,548
【 固 定 資 産 】	28,778	売上返金引当金	3,203
【有形固定資産】	3,072	負債合計	115,218
建物付属設備	1,214	純 資 産 の 部	
工具器具備品	1,857	【 株 主 資 本 】	192,537
【無形固定資産】	15,864	【 資 本 金 】	10,000
ソフトウェア	15,864	【 利 益 剰 余 金 】	182,537
【投資その他資産】	9,842	【その他利益剰余金】	182,537
繰延税金資産	7,700	繰越利益剰余金	182,537
差入保証金	2,141	純資産合計	192,537
資産合計	307,755	負債・純資産合計	307,755

# 損 益 計 算 書

自 2022年 1月 1日  
至 2022年 12月 31日

(単位：千円)

期 定 科 目	金 額	
【 売 上 高 】		571,065
【 売 上 原 価 】		
当期製品製造原価	198,083	
合 計	198,083	198,083
売 上 総 利 益		372,981
【販売費及び一般管理費】		275,695
営 業 利 益		97,286
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	576	
雑 収 入	0	576
【 営 業 外 費 用 】		
雑 損 失	20	20
経 常 利 益		97,842
【 特 別 損 失 】		
減 損 損 失	1,189	1,189
税引前当期純利益		96,652
法 人 税 等		33,547
法 人 税 等 調 整 額		992
当 期 純 利 益		62,113

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2022年 1月 1日  
至 2022年 12月 31日

(単位：千円)

	勘 定 科 目	金 額
【 株 主 資 本 】		
【 資 本 金 】	当期首残高及び当期末残高	10,000
【 利 益 剰 余 金 】		
【 その他利益剰余金 】		
繰越利益剰余金	当期首残高	120,424
	当期変動額 当期純利益	62,113
	当期末残高	182,537
利益剰余金合計	当期首残高	120,424
	当期変動額	62,113
	当期末残高	182,537
株 主 資 本 合 計	当期首残高	130,424
	当期変動額	62,113
	当期末残高	192,537
純 資 産 合 計	当期首残高	130,424
	当期変動額	62,113
	当期末残高	192,537

## 事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

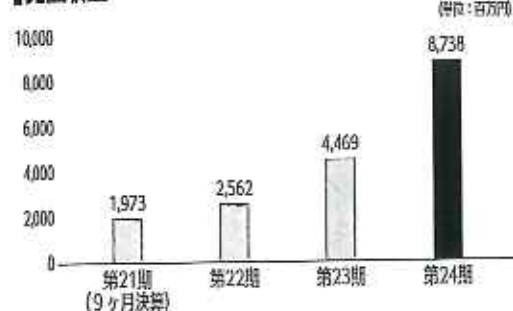
##### ① 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く医療・ヘルスケア業界においては、高齢化社会の進行とともに医療の担い手不足や地域偏在、診療科偏在が課題に挙げられてきました。日本の医療費は40兆円を超え2040年度には約66兆円を見込み、医療費の削減、医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられている危機的な状況の改善など、持続可能な医療サービスを実現するための対策が求められてきました。

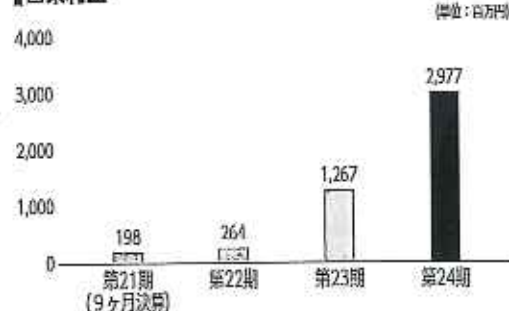
2020年年明けから感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2022年7月以降、従来よりも感染力が強いオミクロン株派生型の発生により感染は急拡大し、8月には感染者数が過去最多となった第7波、続く12月の第8波ではさらにそれを上回る感染者数を記録し、またインフルエンザとの同時流行となりました。政府及び行政機関では感染症対策と社会経済活動の維持との両立に取り組んでおり、医療業界においては、オミクロン株に対応したワクチン接種の開始や小児への対応など対応範囲を広げる一方、急増する新規感染者の確定診断、オンライン診療、自宅療養者への往診及び健康観察を実施するフォローアップセンターなど、医療サービスは様々な状況に応じた需要への対応が求められてきました。

このような状況の中、当社グループは、医療人材紹介サービスアプリ「MRT WORK」や採用管理システム、BPOといったツールやサービスにさらなる改良を加え、要請の拡大に対応できるよう、医療従事者確保や、案件の整理及び調整、医療従事者の労務管理などの業務の効率化、最適化を図りました。

#### ■売上収益



#### ■営業利益



## 事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

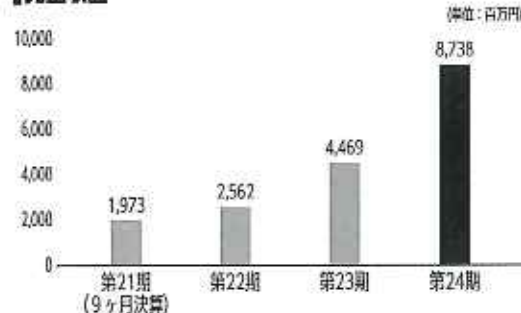
##### ① 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く医療・ヘルスケア業界においては、高齢化社会の進行とともに医療の担い手不足や地域偏在、診療科偏在が課題に挙げられてきました。日本の医療費は40兆円を超え2040年度には約66兆円を見込み、医療費の削減、医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられている危機的な状況の改善など、持続可能な医療サービスを実現するための対策が求められてきました。

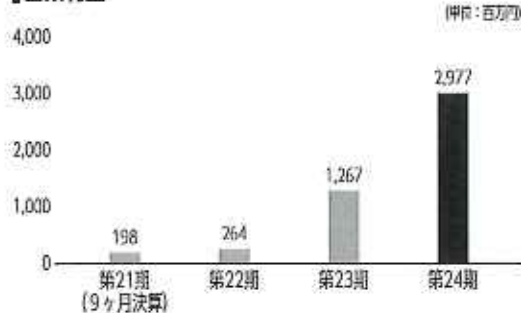
2020年年明けから感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2022年7月以降、従来よりも感染力が強いオミクロン株派生型の発生により感染は急拡大し、8月には感染者数が過去最多となった第7波、続く12月の第8波ではさらにそれを上回る感染者数を記録し、またインフルエンザとの同時流行となりました。政府及び行政機関では感染症対策と社会経済活動の維持との両立に取り組んでおり、医療業界においては、オミクロン株に対応したワクチン接種の開始や小児への対応など対応範囲を広げる一方、急増する新規感染者の確定診断、オンライン診療、自宅療養者への往診及び健康観察を実施するフォローアップセンターなど、医療サービスは様々な状況に応じた需要への対応を求められてきました。

このような状況の中、当社グループは、医療人材紹介サービスアプリ「MRT WORK」や採用管理システム、BPOといったツールやサービスにさらなる改良を加え、要請の拡大に対応できるよう、医療従事者確保や、案件の整理及び調整、医療従事者の労務管理などの業務の効率化、最適化を図りました。

#### ■売上収益



#### ■営業利益



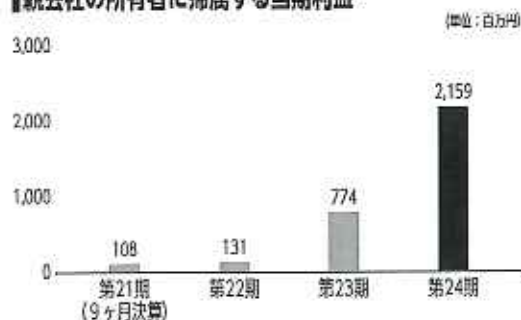
こうしたサービス基盤を元に、2021年に引き続き新型コロナワクチン大規模接種会場への医療従事者の紹介、2022年に新たに自宅療養者向けフォローアップセンターや新規感染者向け陽性者登録センターなどの登録・受付センターを運営してまいりました。さらに、登録・受付センター運営業務とアプリ「Door.」の活用により、2021年に引き続き往診、オンライン診療による自宅療養者支援も継続し、さらに新規感染者の陽性確定診断や、診療及び処方、医薬品配送の支援といった各自治体からの多様な要請にも対応してまいりました。

一方、企業に向けても、ワクチン接種の促進を図る企業からの増大する要請に応え、新型コロナワクチンの職域接種や、抗原検査・抗体検査後の健康相談サービスの提供、インフルエンザ予防接種支援など、新型コロナウイルス関連事業によって蓄積したノウハウを活用した医療サービスの拡大も進めております。

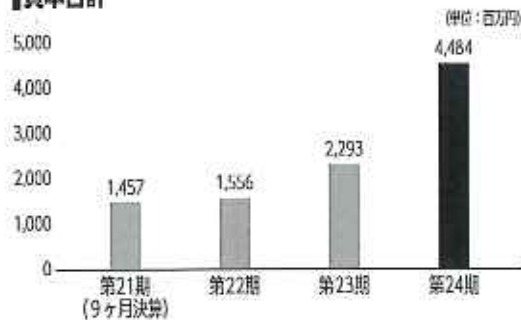
そのほか、医療人材の地域偏在の解消に向け、広島県福山市から医療版ワーケーション（福山モデル）の試行実施業務を受託し当社、株式会社JTB、福山市の3者で連携し実証実験に取り組んでまいりました。また、経済産業省からは地域新 MaaS 創出推進事業を受託し、三重県大台町において、マルチタスク車両を用いたオンライン診療からオンライン服薬指導、薬剤の配送の実証実験も行っております。

12月には新たに株式会社メディアルトを子会社化し、医療サービスのさらなる多角化を図ります。メディアルト社は医薬品の広告やパンフレット、医学学会の記事集等の制作や医薬品情報提供用 WEB サイトの構築を通じて、医師や医療従事者に情報提供を行い、また病院内ポスターやパンフレット制作を通じて患者への疾患啓発活動を行っております。特に腫瘍学（oncology）分野を得意とし、幅広い知見と経験を有するメディカルライターをはじめとした人材を擁しております。当社グループの医療従事者会員に向けた医療・医薬情報の提供の充実を図り、医療従事者会員の満足度向上およびネットワークの拡大、また製薬メーカーなどこれまでにない取引先が加わることにより、新たな医療サービスの構築、さらに当社グループの収益力の強化、企業価値の向上を図るものと考えております。

■親会社の所有者に帰属する当期利益



■資本合計



当社グループは、これまで作り上げてきた医療ネットワーク及びプラットフォーム、サービスを最大限に活用し医療現場の一助となるよう引き続き尽力してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は8,738,193千円（前期比95.5%増）、営業利益は2,977,464千円（同135.0%増）、税引前当期利益は2,936,466千円（同134.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,159,994千円（同178.9%増）となりました。

また、売上収益の内訳は、医療人材サービス（医師、その他の医療従事者）4,010,984千円（同7.8%増）、その他（登録・受付センター運営など）4,727,208千円（同532.4%増）であります。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は75,973千円であります。その主なものは、当社グループの医療人材紹介サービスのアプリケーション開発などに伴う、ソフトウェアの取得（53,373千円）であります。

## ③ 資金調達の状況

記載すべき重要事項はありません。

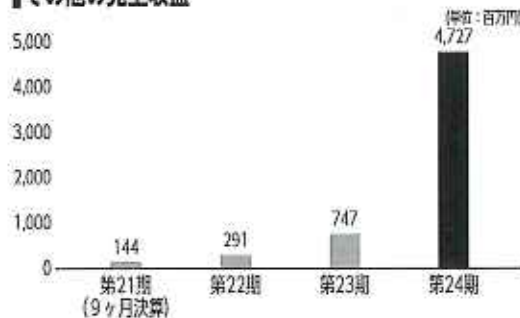
## ④ 他の会社の株式の取得の状況

当社は、2022年12月27日をもって株式会社メディアルトの株式の100%を取得して連結子会社といたしました。

■医療人材サービス売上収益



■その他の売上収益





## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び収益の状況

区 分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 収 益 (千円)	1,973,223	2,562,419	4,469,202	8,738,193
営 業 利 益 (千円)	198,234	264,363	1,267,171	2,977,464
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益 (千円)	108,596	131,810	774,492	2,159,994
基本的1株当たり当期利益 (円)	19.25	23.74	139.30	387.53
資 産 合 計 (千円)	3,606,689	3,306,983	4,983,633	8,092,553
資 本 合 計 (千円)	1,457,715	1,556,708	2,293,276	4,484,781
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	259.93	272.86	398.71	787.85

(注) 第21期につきましては、決算期の変更に伴い、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	1,197,766	1,284,904	2,970,157	7,177,156
経 常 利 益 (千円)	132,238	129,887	1,251,812	2,743,512
当 期 純 利 益 (千円)	54,070	3,643	543,139	2,039,502
1株当たり当期純利益 (円)	9.58	0.66	97.69	365.91
総 資 産 (千円)	2,877,774	2,484,170	3,962,924	6,999,762
純 資 産 (千円)	1,452,747	1,456,444	2,000,224	4,039,762
1株当たり純資産 (円)	261.61	262.26	358.86	724.76

(注) 第21期につきましては、決算期の変更に伴い、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社NOSWEAT	30,000千円	100.0%	医療従事者労働者派遣事業 医療従事者職業紹介事業
株式会社医師のとも	25,153千円	70.0%	医療従事者職業紹介事業 開業、事業承継支援事業 PR事業 ライフサポート事業
株式会社日本メディカル キャリアア	10,000千円	100.0%	医療従事者職業紹介事業 キャリア支援事業
株式会社 anew	27,000千円	100.0%	BPO事業 ファイナンス事業
株式会社パリュ ー メディカル	10,000千円	100.0%	出版事業 アンケート調査事業
株式会社メディアルト	31,000千円	100.0%	医師向けの医薬品プロモーション施策 医薬品の広告やパンフレットなどの制作 医学学会の記録集制作

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 当社は、2022年12月27日をもって株式会社メディアルトの株式の100%を取得して連結子会社といたしました。

3. 上記6社の他、子会社1社あります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く医療・ヘルスケア市場においては、医局人事統制力の緩和、恒常的な医師不足等といった状況が発生しており、医療分野の人材流動化の傾向が強まっております。このような環境下で、当社グループは強みとしている医師の互助組織として発足以来の経験・ノウハウの蓄積で確立した医療情報プラットフォームをさらに強化し、以下の事項を対処すべき課題と認識して、「医療を想い、社会に貢献する。」という企業理念に沿って永続的な成長を実現するため、各課題に取り組んでまいります。

### ① 全国的な知名度の向上

当社グループは、東京大学医学部附属病院の医師同士が代診を相互に紹介する互助組織活動にその淵源があり、その結果、医師会員は1都3県に集中しております。そのため1都3県においては、MRTの知名度は相当浸透し、強みを有していると考えております。一方で、1都3県以外の地域では、関東圏以外の自治体との連携により、医師に対する当社グループの知名度浸透を図っておりますが、十分高い水準であるとはいえず、今後は、MRTというブランドを関東以外の地域に浸透させることにより、MRTの知名度の全国的な向上を図ることが求められます。

当社グループは、広報活動の他に、地方拠点の拡充などによるMRTの全国的な知名度向上が、地方における医師紹介の機会増につながるものと考えており、地方における医師不足の解消の一翼を担うことを通じ、医療インフラとして広めていくことを使命の一つとして地域医療の発展に取り組んでまいります。

### ② 非常勤医師紹介のさらなる強化

当社グループの医療人材サービスにおいて、特に非常勤医師の人材紹介では、継続的に当社グループを利用している医師が数多く存在しているという事実があり、当社グループの強みになっていると考えております。しかしながら、当連結会計年度末日現在、当社グループに登録している医師会員数は8万名程度（過去に登録されている医師の累計数（退会者を除く））であり、日本全国の医師数が約33万人（厚生労働省「令和2年（2020）医師・歯科医師・薬剤師統計」）であることを考えると、会員数の多さという視点ではまだ十分とはいえません。

このため、当社グループでは、今後の非常勤医師紹介の拡大、新規事業展開を進めるため、医師会員数を大きく増やすことが課題であると考えております。当社グループは、医師同士の口コミにより、医師会員数を増やしてまいりましたが、今後は、会員向けサービスの拡充、営業体制・人員の強化を進め、SNS等の各種媒体を有効活用する等、口コミ以外のアプローチにより、医師会員数及び登録医療機関数の増加を目指しております。

### ③ グループ連携の強化

当社グループは、M&Aに取り組むことで、医療人材サービスを中心に企業規模が拡大し、グループ各社がそれぞれの持つ強みを活かして事業展開をしております。その結果、当社グループは、医師をはじめとする医療従事者の登録者数は20万名を超える水準の規模にまで拡大しております。しかしながら、グループ各社間の連携が十分に行われているとは言えず、登録会員に対して、当社グループが提供するサービスをより多く利用いただける環境づくりが課題であります。

このため、当社グループでは、会員情報の共有化、グループ各社における登録会員へのアプローチ方法の整備に取り組み、より一層のグループシナジーの発揮を目指しております。

#### ④ 新規サービスの拡充

当連結会計年度末日現在、当社グループは、医療情報プラットフォームの拡大に向けて、医療人材及び医療機関のネットワークを持つ共有プラットフォームを構築し、グループ内情報の共有化を実現する「Door.」及びそれを利用した様々なサービスの提供に取り組んでおります。また、医療機関運営支援を目的とするRPO・BPOなどのサービスも積極的に展開しております。これらのサービスの質やサービス間の連携を高めること、より付加価値の高い新たなサービスを提供することで収益性を高め、持続的な成長の実現を目指しております。

また、今後も引き続き、これらのサービス以外にも、医師、医療機関、患者、一般顧客及びその他医療関係者に向けたサービスの拡充を目指しております。

#### ⑤ アライアンス及びM&Aの取り組み

当社グループは、医療人材サービスの拡大、医療・ヘルスケア分野における新規サービスの拡充に取り組んでおります。しかしながら、独自で新規サービスの開発等をするには、サービス提供までに長期の時間を要し、顧客ニーズを含む外部環境の変化に対応することができなくなるというリスクがあります。そのため、M&A等により、営業基盤の獲得、サービス提供開始までの期間短縮、開発コスト削減などを実現することで、顧客ニーズに対応したサービスの提供あるいはサービスの向上を適時実施できるものと考えております。また、M&Aによる統合プロセス(PMI)も重要な課題と認識し、M&Aの最大化を目指しております。

#### ⑥ システムの安定稼働と強化

当社グループは、情報通信技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が、極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、会員数又は利用者数に応じたサーバーの増強、各種エンジニアの確保を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

#### ⑦ 人材の採用・育成

当社グループの「対処すべき課題」の解決には、優秀な人材を継続的に採用・育成することが課題であると認識しております。当社グループは、職場環境及び人事制度の整備を通じて、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に採用・育成すべく取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	事業内容
医療情報プラットフォームの提供	(1) 医師・コメディカルを対象とした医療機関への医療人材紹介 (2) 医局向けグループウェアの提供 (3) 医師を対象とした情報発信、プロモーション支援 (4) オンライン健康相談・診療システムの提供 (5) 医療機関経営支援 (6) 登録・受付センターなどの運営

(6) 主要な拠点等 (2022年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区神南一丁目18番2号
道玄坂オフィス	東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号
大阪支社	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
営業所	名古屋営業所：愛知県名古屋市中村区 福岡営業所：福岡県福岡市中央区

② 子会社

株式会社NOSWEAT	京都府京都市下京区中堂寺南町134番地
株式会社医師のとも	東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号
株式会社日本メディカルキャリア	本社 東京都渋谷区神南一丁目18番2号
	札幌支社：北海道札幌市中央区 大阪支社：大阪府大阪市北区 福岡支社：福岡県福岡市中央区
株式会社anew	東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号
株式会社バリューメディカル	東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号
株式会社メディアルト	東京都中央区日本橋久松町4番10号

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
医療情報プラットフォームの提供	263 (161) 名	14名増 (140名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. パート及び嘱託社員の年間平均人員が前期と比べて、140名増加しておりますが、自治体から受託した業務に従事する医療従事者を雇用したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153 (160) 名	23名増 (141名増)	31.5歳	3.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて、23名増加しておりますが、その主な理由は、業務拡大による新卒採用及び当社から当社グループへの出向者の帰任によるものであります。
3. パート及び嘱託社員の年間平均人員が前期と比べて、141名増加しておりますが、自治体から受託した業務に従事する医療従事者を雇用したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	130,000
株式会社武蔵野銀行	111,682
株式会社山陰合同銀行	28,319
株式会社静岡銀行	25,030
株式会社山梨中央銀行	24,985
株式会社福岡銀行	24,985
株式会社北陸銀行	23,364
株式会社百十四銀行	11,360

## 2. 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,715,000株 (自己株式141,070株を含む)
- (3) 株主数 5,584名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社富田医療研究所	1,200,000株	21.53%
富田兵衛	894,000	16.04
富田留美	450,000	8.07
馬場稔正	255,100	4.58
小川智也	140,000	2.51
栗原真由美	114,900	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	96,600	1.73
UBS AG LONDON A/CIPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	71,586	1.28
楽天証券株式会社	62,200	1.12
野村證券株式会社	53,900	0.97

- (注) 1. 当社は、自己株式を141,070株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は200株増加しております。

### 3. 会社役員状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	富田 兵衛	医療法人社団優賢会理事長 データサイエンス株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	小川 智也	株式会社日本メディカルキャリア取締役 株式会社メディアルト取締役 医療法人社団 Vantage Clinic 理事
取締役	西岡 哲也	コーポレート本部長兼事業推進室長 株式会社医師のとも取締役 株式会社 a new 代表取締役社長 株式会社パリュメディカル取締役
取締役	加藤 浩晃	デジタルハリウッド大学大学院特任教授 アイリス株式会社取締役副社長CSO 千葉大学メドテック・リンクセンター客員准教授 東京医科歯科大学臨床教授 株式会社メディカルネット取締役
取締役	雨宮 玲於奈	株式会社スマートエージェンシー代表取締役社長 株式会社コンフィデンス取締役 株式会社 Grooves 取締役 株式会社あしたのチーム取締役 株式会社ナシエルホールディングス監査役 株式会社エフ・コード取締役
取締役	パブロ セバスティアン オルテガ	アルゼンチン共和国医師 特定非営利法人エスペランサ・スポーツクラブ アスレチックトレーナー ラテンアメリカ再生医療学会副会長
常勤監査役	加藤 博彦	
監査役	原 口 昌之	英和法律事務所所長 株式会社早稲田アカデミー取締役 (監査等委員) 株式会社トラース・オン・プロダクト取締役 (監査等委員)
監査役	諫山 祐美	諫山公認会計士事務所所長 株式会社ランディックス監査役



- (注) 1. 取締役加藤浩晃氏、取締役雨宮玲於奈氏及び取締役パブロ セバスティアン オルテガ氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤博彦氏、監査役原口昌之氏及び監査役諫山祐美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原口昌之氏及び監査役諫山祐美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤監査役加藤博彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
- 2022年3月29日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役明星智洋氏は任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社におけるすべての取締役及び監査役であり、すべての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬等（賞与）を金銭報酬として支給する。

#### i) 固定報酬

各取締役の職務執行状況、各期の業績の貢献等を総合的に勘案し、原則毎年度見直しを行い、適正な水準にすることを基本方針とする。

#### ii) 業績連動報酬等

当社の持続的な成長を目指し、その重要な経営指標の一つである営業利益の対前年度比や各

取締役のその貢献度を勘案して賞与を一定の時期に支給する。

取締役に支給する固定報酬及び業績連動報酬等は、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的金額及び支給時期の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会の決議及び本方針に従い、各取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬等の内容を決定する。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、代表取締役社長が各取締役のその貢献度、役位又は任期に基づき、独立社外役員の意見を十分に聴取し、助言を得ながら決定することで、各取締役の個人別の報酬等の決定過程の適正化を図っていることから、当社方針に沿うものと判断しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	97,690 (19,000)	63,210 (14,070)	34,480 (4,930)	7 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,750 (9,750)	9,750 (9,750)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	107,440 (28,750)	72,960 (23,820)	34,480 (4,930)	10 (7)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2009年5月30日開催の第10回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2011年10月1日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### 4. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、持続的な成長を目指し、その重要な経営指標の一つである営業利益の対前年度比や各取締役のその貢献度を勘案して賞与を一定の時期に支給しております。当該事業年度に係る職務執行の対価として、当該事業年度の営業利益の対前年度比や各取締役のその貢献度に応じて算出された額とし、報酬全体に占める割合を0%～50%の範囲内とし、役位又は任期が上がるほどその割合が大きくなるように算定しております。

5. 上記の業績連動報酬等は、当事業年度中に役員報酬として未払金に計上しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	加藤 浩 晃	デジタルハリウッド大学大学院特任教授 アイリス株式会社取締役副社長CSO 千葉大学メドテック・リンクセンター客員准教授 東京医科歯科大学臨床教授 株式会社メディカルネット取締役	特別な関係はありません。
取締役	雨宮 玲於奈	株式会社スマートエージェンシー代表取締役社長 株式会社コンフィデンス取締役 株式会社Grooves取締役 株式会社あしたのチーム取締役 株式会社ナシエルホールディングス監査役 株式会社エフ・コード取締役	特別な関係はありません。
取締役	パブ ロ セバ スティ アン オル テ ガ	アルゼンチン共和国医師 特定非営利法人エスペランサ・スポーツクラブ アスレチックトレーナー ラテンアメリカ再生医療学会副会長	特別な関係はありません。
監査役	原 昌 之	英和法律事務所所長 株式会社早稲田アカデミー取締役(監査等委員) 株式会社トラス・オン・プロダクト取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
監査役	諫山 祐美	諫山公認会計士事務所所長 株式会社ランディックス監査役	特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	加藤 浩 晃	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、医療分野の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	雨宮 玲於奈	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての医療人材分野における豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	パプ ロ セバスティアン オルテガ	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、医療分野の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	加藤 博 彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	原 昌 之	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務・会社法及び財務・会計等に関し、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	諫 山 祐 美	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入としております。

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>		<b>負 債</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,428,728</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,200,163</b>
現金及び現金同等物	4,889,863	営業債務及びその他の債務	770,630
営業債権及びその他の債権	1,390,856	社債及び借入金	516,072
棚卸資産	4,611	リース負債	121,984
未収法人所得税	18,905	その他の金融負債	92,959
その他の金融資産	7,720	未払法人所得税	622,466
その他の流動資産	116,770	その他の流動負債	1,076,050
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>1,663,824</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>407,607</b>
有形固定資産	78,359	社債及び借入金	175,278
使用権資産	169,305	リース負債	62,528
のれん	576,384	その他の金融負債	40,233
無形資産	178,591	退職給付に係る負債	92,436
その他の金融資産	271,856	引当金	37,130
繰延税金資産	387,144	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,607,771</b>
その他の非流動資産	2,183	<b>資 本</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,092,553</b>	<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>4,391,413</b>
		資本金	432,115
		資本剰余金	344,569
		利益剰余金	3,912,529
		自己株式	△121,119
		その他の資本の構成要素	△176,682
		<b>非 支 配 持 分</b>	<b>93,368</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>4,484,781</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>8,092,553</b>

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	8,738,193
売 上 原 価	△3,142,041
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>5,596,152</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△2,620,454
そ の 他 の 収 益	3,037
そ の 他 の 費 用	△1,271
<b>営 業 利 益</b>	<b>2,977,464</b>
金 融 収 益	1,268
金 融 費 用	△42,265
<b>税 引 前 当 期 利 益</b>	<b>2,936,466</b>
法 人 所 得 税 費 用	△754,043
<b>当 期 利 益</b>	<b>2,182,423</b>
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	2,159,994
非 支 配 持 分	22,428

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,530,170</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,682,463</b>
現金及び預金	4,138,587	短期借入金	300,000
売掛金	1,289,221	1年内償還予定の社債	60,000
商 品	2,966	1年内返済予定の長期借入金	150,072
貯 蔵 品	1,245	未 払 金	464,811
前 払 費 用	32,132	未 払 費 用	170,475
そ の 他	74,733	未 払 法 人 税 等	639,097
貸倒引当金	△8,716	未 払 消 費 税 等	382,929
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,469,591</b>	契 約 負 債	21,674
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>36,719</b>	預 り 金	48,012
建 物	5,541	賞 与 引 当 金	360,091
工具、器具及び備品	31,178	ポ イ ン ト 引 当 金	71,380
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>154,620</b>	そ の 他	13,918
ソフトウエア	154,600	<b>固 定 負 債</b>	<b>277,536</b>
そ の 他	20	社 債	30,000
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,278,251</b>	長 期 借 入 金	129,653
投資有価証券	22,159	長 期 未 払 金	53,150
関係会社株式	852,700	退 職 給 付 引 当 金	64,733
破産更生債権等	3,227	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,959,999</b>
長期前払費用	1,436	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
繰延税金資産	293,489	株 主 資 本	4,039,762
そ の 他	108,465	資 本 金	432,115
貸倒引当金	△3,227	資 本 剰 余 金	392,115
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,999,762</b>	資 本 準 備 金	392,115
		利 益 剰 余 金	3,336,651
		利 益 準 備 金	1,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,335,651
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,335,651
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△121,119</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,039,762</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,999,762</b>

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,177,156
売上原価		2,588,385
売上総利益		4,588,771
販売費及び一般管理費		1,877,109
営業利益		2,711,661
営業外収益		
受取利息	6,770	
償却債権取立益	31,062	
その他	493	38,326
営業外費用		
支払利息	6,015	
社債利息	114	
支払保証料	285	
その他	60	6,475
経常利益		2,743,512
特別損失		
投資有価証券評価損	18,808	18,808
税引前当期純利益		2,724,703
法人税、住民税及び事業税	813,245	
法人税等調整額	△128,044	685,200
当期純利益		2,039,502



## 監査報告

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

MRT株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北澄裕和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下田琢磨

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MRT株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、MRT株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計

事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

MRT株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 澄 裕 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 田 琢 磨

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MRT株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書

類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月7日

M R T 株 式 会 社    監 査 役 会  
常勤監査役    加 藤 博 彦 ⑩  
                  (社外監査役)  
社外監査役    原 口 昌 之 ⑩  
社外監査役    諫 山 祐 美 ⑩

以 上



# 第24回定時株主総会 招集に際しての電子提供措置事項

新株予約権等の状況  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制  
連結持分変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## MRT株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## **新株予約権等の状況**

- (1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50,436千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50,436

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的として「コンプライアンスマニュアル」を制定してコンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。
  - ② 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
  - ③ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。
  - ④ 内部監査は、使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、社内各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、当該監査結果を代表取締役社長に報告し、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理を行うため、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部門において保存及び管理を行う。
  - ② 文書の整理保存、管理の期間については、法令に定めるものの他、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、保存することとし、取締役及び監査役の要請により、常に閲覧可能な状態を維持する。
  - ③ 全般的な情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」及びその実践のための「ISMSマニュアル」を定め、情報資産の適切な管理及び運用を行う。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、リスク管理基本方針を策定し、各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、迅速に経営上の意思決定を行うとともに、職務の執行状況について報告を行う。

- ② 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める職務分掌規程を定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
  - ② 子会社に対して、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。
  - ③ 子会社の経営の自主性を尊重するとともに、定期的開催される当社の経営会議等において、重要事項の事前協議を行うことにより、当社及び子会社の業務の整合性と子会社における業務の効率性を確保する。
  - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように当社の「コンプライアンスマニュアル」を子会社の取締役及び使用人にも適用し、コンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。
  - ⑤ 子会社に対して、当社経営企画室が実地監査を含めた内部監査を実施し、当社取締役会及び監査役会へ結果報告を行うとともに、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を行い、当該使用人の人事異動、人事評価等について、監査役会の意見を尊重し対応する。
- (7) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決議書類及び関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じていつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
  - ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、遅滞なく監査役に報告する。

- (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた請求を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、経営企画室と緊密な連携を保ち、必要に応じて経営企画室に協力を求め、監査を行う。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告する。

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- (2) 監査役は、当社取締役会及び重要な経営会議への出席、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査を担当する経営企画室と定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行に関わる監査を行っております。
- (3) 定期的に行われる経営会議で、子会社の経営成績及び財務状況を定例報告するとともに、子会社の取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議を行っております。
- (4) 「情報セキュリティ基本方針」など情報セキュリティ関連規程を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、運用状況のモニタリングを行っております。

## 連結持分変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
2022年1月1日残高	432,075	344,457	1,751,521	△121,074	△184,643	2,222,336	70,939	2,293,276
当期利益			2,159,994			2,159,994	22,428	2,182,423
その他の包括利益					9,047	9,047		9,047
当期包括利益合計	-	-	2,159,994	-	9,047	2,169,041	22,428	2,191,470
株式の発行	40	112			△72	80		80
自己株式の取得				△45		△45		△45
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			1,013		△1,013	-		-
所有者との取引合計	40	112	1,013	△45	△1,086	34	-	34
2022年12月31日残高	432,115	344,569	3,912,529	△121,119	△176,682	4,391,413	93,368	4,484,781

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社NOSWEAT

株式会社医師のとも

株式会社日本メディカルキャリア

株式会社 anew

Vantage株式会社

株式会社バリューメディカル

株式会社メディアルト

株式会社メディアルトについては、当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、取得日の公正価値で測定しております。



(2) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の短期投資としております。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、商品及び貯蔵品から構成され、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定されております。取得原価の算定は、先入先出法による原価法を採用しております。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去等に係る費用、及び設置していた場所の原状回復費用などが含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 8年～18年
- ・工具、器具及び備品 2年～15年

なお、見積耐用年数、減価償却方法及び残存価額は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しております。

(5) のれん及び無形資産

① のれん

のれんの当初認識については「4. 会計方針に関する事項(1)企業結合」に記載しております。当初認識後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

② 無形資産

i) 個別に取得した無形資産

無形資産については、原価モデルを適用し、当初認識時に取得原価で測定しております。当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産の当初認識時の測定方法は、「4. 会計方針に関する事項(1)企業結合」に記載しております。

### iii) 償却

無形資産は、見積耐用年数にわたって、定額法で償却しております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 9年

なお、見積耐用年数、減価償却方法及び残存価額は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しております。

## (6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、連結会計年度末日現在における減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積っております。のれんは、減損の兆候の有無に関わらず、連結会計年度末までに最低年に一度、回収可能価額を見積っております。

回収可能価額の見積りにおいては、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位の配分しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい金額としております。使用価値は、貨幣の時間価値及びその資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いた、見積将来キャッシュ・フローに基づいております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益を通じて認識しております。認識した減損損失は、まずその資金生成単位の配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

過去に認識した減損損失は、のれんに配分した金額を除き、連結会計年度末日において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価します。減損損失の減少又は消滅を示す兆候があり、回収可能価額の算定に使用した見積りに変更があった場合に減損損失を戻入れます。

## (7) 金融商品

### ① 金融資産の認識及び測定

当社グループは、金融資産について、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識していません。

i) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす金融資産は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時に公正価値に取引費用を加算した金額で測定し、当初認識後の測定は実効金利法による償却原価により測定しております。

ii) 公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する金融資産については、当初認識時において公正価値に取引費用を加算した金額で測定し、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

② 金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止した場合には、認識中止時までの公正価値の変動額をその他の包括利益として認識したのち、利益剰余金に振り替えております。

③ 金融資産の減損

当社グループは、営業債権については、過去における予想信用損失の実績率を参考に、将来の予想信用損失を見積っております。

④ 金融負債の認識及び測定

当社グループは、金融負債については、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

⑤ 金融負債の認識の中止

契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効した時点で、金融負債の認識を中止しております。

## (8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースに該当するか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定されて資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースに該当するかリースを含んでいるものと判定しております。

契約がリースに該当、又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

## (9) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、連結会計年度末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りにより計上しております。

引当金の貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローをその負債に特有のリスクを反映した税引前割引率で割引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割引は金融費用として認識しております。

### (資産除去債務)

本社等オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等の金額及び支出時期を見積り、将来発生すると見込まれる額を現在価値に割引いた額を計上しております。その金額は、個々の不動産における現在の原状回復義務の履行金額を基に見積っておりますが、将来の価値変動等により、不確実性があります。その支出時期は、連結計算書類承認日後、1-3年後と見込んでおりますが、将来における事業計画の変更等により影響を受けます。

## (10) 退職給付制度

当社グループは、従業員の退職給付制度として、退職一時金制度及び確定拠出型の年金制度を運用しております。

① 退職一時金制度

確定給付制度に係る負債は、当期及び前期以前の勤務の対価として従業員が獲得した将来の給付の見積額を現在価値に割引いた額となります。

確定給付債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生時の純損益として認識しております。

② 確定拠出型の年金制度

制度に支払うべき拠出額を従業員が関連するサービスを提供した期間の費用として処理しております。

(11) 収益

収益は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客へのサービス移転により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を策定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

具体的な収益認識の規準

当社グループは、医療情報プラットフォーム事業を行っており、医療人材サービスとその他のサービスを提供しております。医療人材サービスは、人材紹介サービスと人材派遣サービスから構成され、その顧客である医療機関等から対価として受領した金額を収益として認識しております。

人材紹介サービスの収益は、医療人材が紹介先である医療機関等に勤務を開始した日の一時点で認識しております。これは、当社グループの履行義務が、医療人材及び勤務予定先の医療機関等に対して、実際に医療人材が勤務を開始するまでの期間サポートを行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。なお、当社グループは、医療人材の勤務実績が退職等により一定期間に満たなかった場合には、医療機関等から受領した対価の一部を返金する義務を有しているため、当該金額を返金負債として認識しております。また、当社グループは、医療機関等に対して、当社グループのサービスの利用に応じてポイントを付与し、ポイントに応じた対価を支払う制度を導入しております。そのため、当社グループは、当該制度において付与されたポイントを、返金負債として認識してお

ります。

その他のサービスは、オンライン診療・健康相談サービス、マーケティングメディア掲載等のPRサービス、病気や治療に関する書籍の出版サービス、医療機関情報提供サイトの運営や受付・登録センターの運営等の情報プラットフォーム事業にかかわるものであります。PRサービス及び運営の受託業務は、当該サービスに対する役務の提供開始から契約期間の経過とともに履行義務が充足されると判断しております。そのため、その対価として受領した前受金を契約負債とし、サービスの収益はサービスの提供の一定期間にわたって認識しております。また、それ以外のサービスの収益は、サービスの提供の一時点で認識しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 市場性のない金融商品の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

市場性のない資本性金融商品	60,982千円
---------------	----------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

市場性のない資本性金融商品は、その公正価値の評価にあたっては、投資先の将来の収益性を見通し、当該投資に関するリスクに応じた割引率等のインプット情報及び相対取引における価格を考慮しており、レベル3に分類しております。観察不能なインプットのうち主なものは、投資先の将来キャッシュ・フロー等のデータを用いた見積額であります。

##### ② 主要な仮定

投資先の将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、売上高成長率、営業利益率であり過去の実績を考慮して決定しております。現在価値を算定するための割引率の見積りの基礎となる主要な仮定は、類似企業のデータを参照した加重平均資本コストであります。

##### ③ 翌事業年度の連結計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、投資先の属する市場環境や競合他社の状況により将来キャッシュ・フローが増加、減少した場合又は現在価値を算定するための割引率が上昇、低下した場合には、公正価値が変動する可能性があります。

### (連結財政状態計算書に関する注記)

#### (1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	47,033千円
--------------	----------

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	129,383千円
----------------	-----------

上記減価償却累計額には、減損損失累計額717千円が含まれております。

### (連結持分変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

当連結会計年度の末日における発行済株式      普通株式      5,715,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

当連結会計年度の末日における自己株式      普通株式      141,070株

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	167,217千円	30.00円	2022年 12月31日	2023年 3月29日

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

当連結会計年度の末日における新株予約権      普通株式      5,000株

### (金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品取引の取組みとして、運転資金を除く余剰資金の範囲内において、金融資産の流動性を確保し、主に要求払預金等、元本の安全性の高い金融商品に限定しております。なお、デリバティブ取引は、投機的な取引は行わない方針であります。

経営活動を行う過程において、常に財務上のリスクに晒されており、当社グループは、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

① 為替リスク管理

当社グループの主な為替リスクは、機能通貨と異なる外貨建の資産残高であり、主に米ドル建残高となります。なお、為替リスクは重要ではないと判断しております。

② 金利リスク管理

当社グループが保有する金融負債の一部については、約定金利が設定されておりますが、当該リスクは重要ではないと判断しております。

③ 市場価格の変動リスク管理

当社グループが保有する資本性金融商品は、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループが保有する資本性金融商品は非上場株式であります。これらの金融商品は、業務提携先に出資す

ることにより、連携をより強固なものとするために、政策目的で保有するものであり、短期売買目的で保有するものではありません。当社グループは、定期的取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

#### ④ 信用リスク管理

営業債権及びその他の債権、その他の金融資産は取引先の信用リスクに晒されております。当社グループでは、営業部門であるメディカル・ヘルスケア事業本部担当部署及び管理部門であるコーポレート本部担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当社グループでは、債務者に破産、会社更生、民事再生といった法的手続の申立又は期日の繰延等の条件変更が生じた場合に、信用減損金融資産として取り扱っております。なお、特定の取引先に対して、信用リスクが集中していることはありません。

なお、連結計算書類に表示されている償却原価で測定される金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

#### ⑤ 流動性リスク管理

当社グループは、必要となる営業活動の資金を、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しております。また、当社グループは、資金収支の見通しと実績の分析を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

### (2) 金融商品の公正価値に関する事項

#### ① 公正価値のレベル別分類

当社グループでは連結財政状態計算書において測定した資産及び負債の公正価値を、以下のとおりレベル1からレベル3の階層に分類しております。

レベル1：活発な市場における無調整の同一資産・負債の市場価格のインプット

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、資産・負債に対して直接又は間接に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

#### ② 公正価値の算定方法

公正価値で測定される金融商品に使用する主な評価技法は、以下のとおりであります。

##### (市場性のある資本性金融商品)

市場性のある資本性金融商品は、その公正価値の評価にあたっては、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しております。



(市場性のない資本性金融商品)

市場性のない資本性金融商品は、その公正価値の評価にあたっては、投資先の将来の収益性の見通し及び当該投資に関するリスクに応じた割引率等のインプット情報及び相対取引における価格を考慮しております。

(市場性のない負債性金融商品)

市場性のない負債性金融商品として、新株予約権付社債を有しております。その公正価値の評価にあたっては、転換権の行使の有無別による公正価値をそれぞれ見積もり、オプション内容に応じて必要な調整を行っております。転換権を行使した場合の公正価値は、投資先の資本性金融商品の相対取引における価格を考慮し、行使しなかった場合の公正価値は、資本への転換オプションがない類似の社債の価格を参考にしており、レベル3に分類しております。観察不能なインプットのうち主なものは、投資先の将来キャッシュ・フロー等のデータを用いた見積額であります。

(社債及び借入金)

社債及び借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の社債の発行又は借入を行う場合の金利に基づき、予測将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しております。

(未払金)

未払金の公正価値は、支払が見込まれる期日までの期間を加味した金利に基づき、予測将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しております。

③ 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の連結財政状態計算書計上額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
償却原価で測定する金融負債：		
社債	89,625	89,302
借入金	601,725	601,022
未払金	40,233	36,274

社債、借入金及び未払金は、レベル2に分類しております。

なお、預金、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務並びに一部のその他の金融負債は、公正価値が帳簿価額に近似しているため、上記に含めておりません。

④ 公正価値で測定される金融商品

定期的に公正価値で測定する金融資産の公正価値は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
資産：		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
資本性金融商品	69,873	69,873
新株予約権付社債	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
資本性金融商品	60,982	60,982
合計	<u>130,855</u>	<u>130,855</u>

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	69,873	-	-	69,873
新株予約権付社債	-	-	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	60,982	60,982
合計	<u>69,873</u>	<u>-</u>	<u>60,982</u>	<u>130,855</u>

(注) 当連結会計年度において、レベル1、レベル2及びレベル3の間に振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に分類された金融商品の公正価値測定の増減は以下のとおりであります。

(単位：千円)

期首残高	32,118
企業結合による増加	71
その他の包括利益 (注)	28,791
期末残高	<u>60,982</u>
期末に保有する資産について純損益に計上した当期の未実現損益の変動	-

(注) その他の包括利益に含まれている利得又は損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動に関するものであります。この利得又は損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

レベル3に分類された金融商品は、非上場株式及び非上場の新株予約権付社債により構成されております。当該金融資産の公正価値評価においては、市場からは観察不能なインプットを用いた見積りを行っております。公正価値の評価結果については、上位者に報告され、承認を受けております。

#### (収益認識に関する注記)

##### (1) 顧客との契約から認識した収益

売上収益はすべて顧客との契約から生じたものであり、その分類は以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービスの種類別	
医療人材コンサルティング	4,010,984
その他	4,727,208
合計	8,738,193

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (11)収益」に記載のとおりであります。

##### (2) 顧客との契約から生じた残高

顧客との契約から生じた残高は以下のとおりであります

(単位：千円)

営業債権	1,390,856
返金負債	36,525
契約負債	16,282

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、26,763千円であります。

##### (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想残存期間が1年を超える履行義務はないため、残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。

(4) 取引価格の算定

返金負債は、当社グループが紹介した医療人材の勤務開始日以後1年以内、又はポイント付与後1年以内に決済されます。これらの返金負債は、当社グループが返金義務を負う勤務開始日から一定期間内において発生した過去に紹介した医療人材の退職実績率を用いた期待値法、もしくは、過去において付与したポイントが使用された実績率による期待値法により、それぞれ見積り、取引価格を算定しております。

(5) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり親会社所有者帰属持分	787円85銭
基本的1株当たり当期利益	387円53銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	432,075	392,075	392,075	1,000	1,296,149	1,297,149	△121,074	2,000,224	2,000,224
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	40	40	40					80	80
当 期 純 利 益					2,039,502	2,039,502		2,039,502	2,039,502
自 己 株 式 の 取 得							△45	△45	△45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									-
当 期 変 動 額 合 計	40	40	40	-	2,039,502	2,039,502	△45	2,039,537	2,039,537
当 期 末 残 高	432,115	392,115	392,115	1,000	3,335,651	3,336,651	△121,119	4,039,762	4,039,762

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

商品、貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- |             |   |
|-------------|---|
| (3) ポイント引当金 | 医療従事者会員（医師会員）に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。            |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務額を計上しております。 |

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、医療情報プラットフォーム事業を行っており、医療人材サービスとその他のサービスを提供しております。医療人材サービスは、人材紹介サービスであり、その顧客である医療機関等から対価として受領した金額を収益として認識しております。

人材紹介サービスの収益は、医療人材が紹介先である医療機関等に勤務を開始した日の一時点で認識しております。これは、当社の履行義務が、医療人材及び勤務予定先の医療機関等に対して、実際に医療人材が勤務を開始するまでの期間サポートを行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。なお、当社は、医療人材の勤務実績が退職等により一定期間に満たなかった場合には、医療機関等から受領した対価の一部を返金する義務を有しているため、当該金額を返金負債として認識しております。また、当社は、紹介先である医療機関等に対して、当社のサービスの利用に応じてポイントを付与し、ポイントに応じた対価を支払う制度を導入しております。そのため、当社は、当該制度において付与されたポイントを、返金負債として認識しております。

その他のサービスは、オンライン診療・健康相談サービス、受付・登録センターの運営等の情報プラットフォーム事業にかかわるものであります。運営の受託業務は、当該サービスに対する役務の提供開始から契約期間の経過とともに履行義務が充足されると判断しております。そのため、その対価として受領した前受金を契約負債とし、サービスの収益はサービスの提供の一定期間にわたって認識しております。また、それ以外のサービスの収益は、サービスの提供の一時点で認識しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当該会計方針の変更による影響は軽微です。なお、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」、「売上返金引当金」及び医療機関に対して付与するポイントに係る「ポイント引当金」は返金負債として「その他」に含めて表示しております。

#### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	136,893千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	85,372千円
短期金銭債務	2,797千円

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	7,271千円
営業取引以外による取引高	5,507千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	141,030株	40	-	141,070株



**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	19,298千円
ソフトウェア	7,680千円
投資有価証券	46,707千円
関係会社株式	65,356千円
未払事業税	42,453千円
賞与引当金	110,259千円
ポイント引当金	21,856千円
長期未払金	16,274千円
退職給付引当金	19,821千円
その他	69,975千円
繰延税金資産小計	419,685千円
評価性引当額	△126,195千円
繰延税金資産合計	293,489千円

**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

該当事項はありません。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

1. 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 a n e w	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注)	5,507	その他流動資産	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社 a n e w に対する資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## 2. 役員等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が支配 する企業	医療法人社団 Vantage Clinic	なし	サービスの提供	医療人材紹介 RPOサービスの提供 (注) 2 (1) ①	822,010	売掛金	148,770
				医療機関経営支 援の提供 (注) 2 (1) ②	815,172		
				事務代行 サービスの提供 (注) 2 (2) ①	10,397		
				体制構築 費用の支払 (注) 2 (2) ②	95,478	未払金	95,478
役員の子 親が支配 する企業	一般社団法人 創医学会	なし	なし	体制構築 費用の支払 (注) 2 (3)	42,826	未払金	42,826

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 医療法人社団 Vantage Clinicと自治体との新型コロナウイルスワクチン接種業務を背景に実施した取引であります。

- ① 医療人材紹介・RPOサービスは、当社人材紹介及びRPOサービスの利用料率等を参照して対価を決定しております。
- ② 医療機関経営支援の提供については、自治体との折衝から契約成立、請求関連業務、及び入金管理業務等を支援する一連の取引であり、原則として当該関連当事者と自治体との取引金額の10%を対価としております。

(2) 自治体と当社との新型コロナウイルスに関するオンライン診療業務を背景に実施した取引であります。

- ① 診療受付業務等の事務作業代行サービスに関する当社所定の利用料率を参照して決定しております。
- ② 体制構築費用の支払は、自治体の要請による診療体制を当該関連当事者が構築するのに要する医師の実費人件費のうち待機相当額を当社が負担するものであります。

(3) 自治体と当社との新型コロナウイルスに関するオンライン診療業務を背景に実施した取引であり、自治体の要請による診療体制を当該関連当事者が構築するのに要する医師等の実費人件費のうち待機相当額を当社が負担するものであります。

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たりの純資産額	724円76銭
1株当たりの当期純利益	365円91銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。